

第 751 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 11 月 29 日 (火) 14 時 00 分～15 時 03 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量について (資料 3-1、3-2)

2 指示事項

- (1) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止（一都二県連合海区漁業調整委員会指示）並びに一都二県連合海区漁業調整委員会の開催結果について (資料 4-1、4-2)

3 協議事項

- (1) 海区漁場計画（共同漁業権）について（その 4） (資料 5-1、5-2)

4 報告事項

- (1) 令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 57 回東日本ブロック会議の開催結果について (資料 6)

5 その他

- (1) 令和 5 年 2 月の委員会開催日程について
- (2) その他

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、川原技師

議 事

山本事務局長 | それではこれより委員会を開催いたします。

議長
(櫻本会長)

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。
本日は15名中13名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。
それでは議長、よろしくお願いいたします。
それではただいまから第751回の委員会を開催します。
本日の議題ですが、諮問事項が3件、指示事項が1件、協議事項が1件、報告事項が1件、その他となっております。
それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員
議長

玉置委員、山田委員、よろしいでしょうか。
了 承
それでは玉置委員、山田委員よろしくお願いいたします。
それでは議事に入ります。

水) 原田主査
議長

まず諮問事項(1)「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。
資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。
【資料1に基づき説明】

委員一同
議長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

水) 原田主査
議長

了 承
それではそのように決めます。
続きまして諮問事項(2)「小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。
資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

委員一同
議長

【資料2に基づき説明】
この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承
それではそのように決めます。

続いて諮問事項（３）「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。

水) 川原技師
議 長

【資料３に基づき説明】

これにつきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

まあじ、まいわしとも現行水準ということですがよろしいでしょうか

。特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いたしますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決めます。

続きまして指示事項（１）「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止（一都二県連合海区漁業調整委員会指示）並びに一都二県連合海区漁業調整委員会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事
議 長

【資料４－１及び４－２に基づき説明】

今説明していただいた内容につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

指示 16 号案については何か御意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、一都二県連合海区漁業調整委員会指示第 16 号については原案どおり発動を了承することとし、また、連合海区委員会から正式な協議文書が届きましたら、県遊漁・海面利用協議会で御審議をいただき、そこで異議なしとの回答がありましたら、連合海区委員会へ指示発動を了承する旨の回答をするという手順にしたいと思いたしますがよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決めます。

続いて協議事項（１）「海区漁場計画（共同漁業権）について（その 4）」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査
議 長

【資料５－１及び５－２に基づき説明】

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、今回提示された海区漁場計画素案を了承すること
としたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それでは了承することといたします。

続きまして報告事項（１）「令和４年度全国海区漁業調整委員会連合会第
57回東日本ブロック会議の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 川上代理
議 長

【資料６に基づき説明】

当海区からの要望事項の内容は既に当委員会で議論されており、そのとき
から変わりませんが、東日本ブロック会議でそれが承認されたとのことで
す。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろし
いでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決めます。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かござい
ますでしょうか。

小澤委員

くろまぐろの漁獲枠の配分について漁業者から数点意見、要望等がありま
したので、質問させていただきたいと思います。

最近 30 キログラム以上の大型のくろまぐろが、温暖化の影響もあるの
か、比較的近場で釣れるような傾向が見られます。

長井漁協の漁業者が今のところ 3 人くらいと、大楠の方で 2 人ほど大型の
くろまぐろの一本釣りをやりたいということで去年も準備していたので
すが、できなかったようです。

今年も一応準備はしているようなのですが、一本釣りをやりたいタイミン
グで枠がいっぱいになってしまってできなくなるということで、数点意見、
要望がありました。

1 つは国全体の漁獲枠の配分の方法ですが、最初に決めたときは過去の実
績で各県に割り振ったと思います。

最近の温暖化の傾向により、昔は獲れていたが獲れなくなったところや、
逆に昔は獲れなかったが最近はくろまぐろが獲れるようになったところな
ど、獲れる箇所も変化してきていると思いますが、過去に実績がかなりあっ
て枠がたくさんあるところでも、最近では獲れなくなったところがあるのであ

れば、その辺の見直しをしていただけないのかなというのが1つです。

また、元々過去の実績があまりなくて枠が小さいところは、実績を作れと言っても天井が決まっているので実績を増やすことが非常に困難な状況になっていると思います。

その辺の決め方の見直しをできないのかという要望があります。

また、まき網ですが、日本全体の漁獲枠の大半がまき網に充てられていると思いますが、一般の漁業者からすると、なぜまき網ばかりこんなに優遇されるのかという不平不満がありますので、その辺の見直しができればありがたいという要望もあります。

また、神奈川県の子の決め方ですが、30キログラム未満の小型魚は定置漁業と漁船漁業で別の漁獲枠を設けていますが、30キログラム以上の大型魚については定置漁業も一本釣りも同一の枠でやっており、定置に先に入ってしまうと枠がいっぱいになってしまって一本釣りができないという傾向がありますので、その辺も見直しをできないかという要望があります。

場合によっては、船ごとに枠を割り振るといった県もあるようなので、そのような方法も検討していただけないかという要望です。

よろしくをお願いします。

水) 菊池副技幹

まき網の配分を変えていただきたいということや、現状の実績が変化しているのだからそれに応じて配分を変えてほしい、実績がないところにも実績が出るようなやり方を認めてほしい、県としては30キログラム未満の小型魚は定置漁業と漁船漁業について配分しているが、大型魚についてもその辺を考慮していただきたい、また、IQの検討もしていただきたいという御意見等と理解させていただきました。

これらにつきましては、実績といっても始まってからまだ時間が経っていないので、色々と問題が生じていることは理解しておりますが、その中で何とか対応していきたいということで検討しております。

今後国に対してもこのような意見があったことを伝え、改良するよう陳情等していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議 長

国が対応するところと県で対応できる部分に大きく分かれていた気がします。

国が対応するところを変えるのは中々難しいのかもしれませんが、今御質問があった中で、どのような項目は県で対応できるのか、あるいは対応できそうなのかということをお話しいただけないでしょうか。

水) 川原技師

神奈川県の子の大型魚について、漁業種類ごとに枠を分けることができるかど

うかというところと、IQを考えていただきたいというお話だと思います。

今後考えていかなければならないことだと思っておりますが、現状神奈川県
の枠自体が、追加でもらった分も含めて8.7トンとなっており、当初だと
6トンほどの枠となっております。

これを定置と漁船で分けるとなると、どのよう分けるかという話もありま
すが、かなり小さくなると思われ、動きづらくなるのではないかといった懸
念があります。

ただ、分けるかどうかということは今後の話し合いの中で可能になってく
るのではないかと思いますので、そこは今後検討させていただきたいと思
います。

IQに関しても同様の話になりますが、最近少し実績が出てきたところも
ありますので、どのように個人にIQで割り振るかということも検討してい
かなければならないと思っております。

可能かどうかについてですが、検討することは可能だと考えておりますの
で、現状は今のままではあります、今後検討していきたいと考えておりま
す。

議 長

いかがでしょうか。

小澤委員

一本釣りの漁業者がせっかく準備したのに行けないなどという残念なこと
にならないよう、ぜひお願いしたいと思えます。

鵜飼委員

せっかくこのような御意見が出たので、やはり直接漁業者の声を聞くのは
いかがでしょうか。

長井などに出向くなり、あるいは関係する漁業者から実態を聞くなどし
て、できる可能性が本当にあるのか判断するのがよいと思えます。

小澤委員

漁業者からも、可能であればそのような機会を設けてもらい、直接意見を
述べることも検討していただきたいという意見がありました。

水) 川原技師

課でも検討したいと思えます。

議 長

よろしく願いいたします。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

一都二県連合海区委員会に参加させていただきまして、24年間も委員会
指示を出してきて、過去に比べれば多少改善されたかなという気はしま
すが、4回も違反しているような船がいたことはいかななものかと思
います。

神奈川県取締り体制は年1回だったでしょうか。

水) 相澤副技幹

海ほたるの取締りは、神奈川県調査指導船のたちばなが、ゴールデンウ
ィーク中に年1回行っております。千葉県、東京都と合同で、日を割り振り

鵜飼委員
水) 相澤副技幹

ながら取締りをしているという体制となっております。

合同でやられているのですか。

はい。

日が重ならないように連絡調整しながら行っております。

鵜飼委員

もう少し体制を強化してもいいのかなという気がしました。

せっかく今度は神奈川県が連合海区の会長にもなるので、もう少し実効性があるようにするのがよいのではないかと思います。

これは意見ですがよろしく願いいたします。

議 長

他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局、水産課からはよろしいでしょうか。

水) 原田主査

水産課から1点情報提供させていただきます。

既に漁協の職員の方が出席される説明会では説明していますが、令和5年12月1日から漁業許可の手数料についての改定を予定しております。

現状、許可の手数料は5トン以上船で1件あたり2,900円、変更許可に2,400円取っていますが、100円ずつの値上げをお願いしたいことと、令和2年の漁業法改正以降、漁業の許可の手続が全て一本化され、どの許可も同じ手続になったことから、現在手数料を取っていない5トン未満船についても、今後は手数料を取る方向で検討を進めております。

理由として、事務の内容の一本化と、また、実はただで許可を取れることから許可だけを持っている方が結構いらっしゃって、新しい方が中々参入できないということがあります。

また、新漁業法においては全ての漁業種類について定数を正式に設定することになりましたので、更に許可が回りづらくなっている状況の解消が必要という側面もあるので、新たに手数料の設定をさせていただきます。

ただ令和5年以降は、現状の全ての許可が3年更新から5年更新に移行するので、5トン以上船については、1年あたり1,000円近くの手数料だったのが1年あたり600円くらいに下がるということで、一定の負担の軽減をさせていただいた形となります。

また、漁業の許可には直接関係ありませんが、試験研究機関や調査会社、また一部の漁協が申請している特別採捕許可についても今後手数料をいただく方向で検討させていただいております。

議 長

これに対して何か御意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

情報提供ということでありありがとうございました。
それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。
御協力ありがとうございました。

以上